

郵便局データ活用アドバイザーボード (第8回) 議事要旨

- 1 日時：令和7年7月1日（火）13:00～14:15
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・構成員
谷川座長、庄司座長代理、板倉構成員、下山構成員、森構成員
 - ・オブザーバー
財前日本郵政株式会社DX戦略部長
高嶋日本郵政株式会社DX戦略部データガバナンス室グループリーダー
五味日本郵便株式会社執行役員
芦田個人情報保護委員会事務局企画官
岡本内閣官房郵政民営化推進室副室長
中川デジタル庁参事官（代理出席）
 - ・発表者
中井法務省大臣官房官房参事官
二井国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長
 - ・総務省
牛山郵政行政部長、折笠郵便課長、廣瀬郵便局活用課長
- 4 議事
 - (1) 開会
 - (2) 議題
 - ① 郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討
 - ② 日本郵便の取組について
 - (3) 閉会
- 5 議事要旨
 - (1) 開会（事務局より開会の宣言及び人事異動に係る新体制の紹介）
 - (2) 議題
 - ① 郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討
（事務局より資料8－1に基づき、法務省より資料8－2に基づき郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討について説明があった。）
 - ② 日本郵便の取組
（日本郵便より資料8－3に基づき日本郵便の取組について説明があった。）

③ 意見交換

(各構成員より以下のとおり意見があった。)

＜転居届に係る情報に対する捜査関係事項照会・裁判執行関係事項照会への対応について＞

○森構成員：資料８－２について。

ご指摘のとおり、６ページに記載された基準、すなわち転居届に関する照会に応じる条件については、ガイドラインに記載のあるとおり、郵便物に関して知り得た他人の秘密であるため、情報の利用による利益が秘密保持の利益を上回る場合に限り、第三者提供が可能であるという点で正確な理解である。また、弁護士会照会と同様の仕組みであるという点もそのとおりである。

次に必要性についてだが、８ページに記載された事例は、誰が見ても必要性が認められ、転居届の情報も有用であると考えられる。ただし、悪質かつ機動的な犯罪捜査においては、通常は令状取得が前提とされているのではないかと感じる。専門的知見はないが、そのような印象を持った。さらに、②のような連続通り魔殺人のケースで、逃走中にもかかわらず転居届を提出しているという状況が現実的かどうかには疑問がある。仮想的な事例との印象を受けたが、もしこれが実際に起こり得る現実的なケースであり、令状取得が困難であるということであれば、その点については認識不足であり、訂正する。

意見の相違点は、まず１２ページの転居届に記載された情報の種類に関するものである。住民票、戸籍、電気通信事業者の契約者情報と比較されているが、これらの情報が「郵便物に関して知り得た他人の秘密」のような法定の秘密として保護されるべきかについては疑義がある。また、弁護士会照会に関して、公務所又は公私の団体が法定の開示義務を負うことはそのとおりであるが、正当な拒絶理由がある場合には開示してはならない。これは民事裁判所の前科照会事件における最高裁判決でも明らかであり、無条件に開示してよいという規範にはなっていない。

１３ページでは、弁護士会照会との制度趣旨が同じであるとの指摘があるが、これは正しい。１４ページでは、弁護士と検察官の守秘義務の比較がされており、これも妥当である。ただし、「情報の保護が十分である点でも共通」との記述については異なる。我々は、弁護士会照会における情報保護が十分であるとは考えていない。弁護士が依頼人に情報を伝える可能性があり、その依頼人がDVやストーカーと関係していないかの確認も不十分であると懸念している。そのため、我々は弁護士会に対し、「本件はDVやストーカー事件ではない」との一筆を求めた上で開示する制度を採用している。弁護士会照会における情報保護が十分であるという前提には立っていない。

結論としては、比較衡量が必要である。裁判中や裁判執行において所在不明の場合には、情報利用の必要性が高く、開示は可能である。しかし、捜査中における照会の場合には、例えば重大事件で緊急性があり、

令状取得が困難などの条件が明らかである場合であれば、開示は妥当と考えられるが、弁護士会照会と同様に、捜査関係事項照会であるということのみでは開示できない。したがって、提案どおりの対応は困難である。

○庄司座長代理：私は法律の専門家ではないので、素朴な質問になるが御容赦いただきたい。

捜査関係事項照会については概ね理解しているが、改めて確認したい。まず、対象者は被疑者に限られるのか、それとも捜査に関連する広範な人物が対象となり得るのか。

次に、情報は守秘義務の下に保護されるということであったが、入手された情報の管理について詳しく伺いたい。帳簿への記録についての記述があったと思うが、それは「入手した」と記録するだけなのか、入手した情報を全部記録するものなのか。また用が済めば消去するのか、一定期間保存されるのかなど、具体的な管理方法についても伺いたい。

最後に、そもそも捜査関係事項照会はどの程度活用されており、どれほど効果があるのかについても伺いたい。

○中井官房参事官：まず、対象者について。法律上、捜査関係事項照会の対象は限定されていない。ただし、実務上は被疑者・容疑者が対象となるケースがほとんどであり、そのように理解して差し支えない。

次に、入手情報の管理について。捜査中に得られた情報は捜査記録の一部として厳重に保管され、非公開とされる。

その後の処理には二通りある。一つは起訴され、裁判にかかる場合。この場合、情報は証拠として裁判記録に組み込まれ、公開手続を経る。

もう一つは不起訴となる場合であり、この場合も情報は捜査記録として非公開のまま保管される。いずれの場合も、法律又は法務省の規定に基づき記録の保存期間が定められており、期間満了後には確実に廃棄される。

最後に、捜査関係事項照会の利用頻度と効果について。統計は手元にないが、実務上は非常に有用と認識している。

令状との比較においても、照会による対応は郵便局側の負担軽減につながり、得られる結果も同等であると考えられるため、当局としては照会による対応を望んでいる。実際の有用性については、照会によって得られる転居情報により、対象者の所在を特定するということは十分に考えられる。

○庄司座長代理：空き家の議論の際、提供した情報の管理方法が話題となったため確認した。手続や手順は適切にされているということが確認できた。ただし、郵便局から情報提供される対象者が被疑者に限らず、広範囲に及ぶ可能性のある仕組みには懸念がある。

また、郵便局の保有する情報を警察が捜査に利用することについては、やはり国民の受け止めが重要と考えられるので、透明性が求められる。

る。誰が何の情報提供をしたかは開示される必要はないが、第三者が手順や適正性を定期的に確認するといった仕組みがあるといいのではないか。

○板倉構成員：私は少し異なる見解を持つ。弁護士会照会による住所特定は、受任後に本人と接触する必要がある場面、例えば内容証明郵便の送付や民事訴訟の提起など、比較的終盤で用いることが多い。一方、捜査機関は捜査の初期段階で身柄確保や取調べを行うため、早期に住所情報を必要とする場合がある。

理想的には、森構成員の御指摘のように比較衡量により判断すべきである。例えば、組織犯罪の疑いが早期に判明すれば、情報取得の必要性も明確になる。しかし、捜査初期では事案の把握が不十分なため、比較衡量が困難であろう。そのため、すべて令状対応とするのは現実的に負担が大きいのではないか。

私の提案は、捜査の段階においては、転居届の有無についてのみ、捜査関係事項照会で取得可能とすることである。実際には犯罪の被疑者が転居届を出してから逃亡するという想定は現実的ではないと考えられるが、捜査の基本は本人と接触して話を聞くことであり、その際に転居届の情報が取得できないのは捜査機関にとっては厳しい。すべてを令状対応とし、電磁的記録提供命令で対応する方法もあるが、件数が増えると審査が形骸化する懸念がある。したがって、段階的な対応として、転居届の有無を捜査関係事項照会で確認し、届出がある場合は令状を取得して詳細情報を得るという方法が妥当であると考えている。

また、弁護士会照会と捜査関係事項照会は条文上も密接に関連しており、片方を制限するならもう片方も議論すべきである。DV対策などで弁護士会照会の運用が制限されているが、捜査関係事項照会でも事案の重大性が厳しく審査されるようになると、情報取得が困難になる恐れがある。したがって、転居届の有無を照会可能とする制度設計を提案したい。ほとんどは提出されていないと想定されるので、提出があれば改めて令状で情報を取得するとしてはどうか。

○森構成員：私も板倉構成員の提案に賛成である。転居届が出ているか否かのみを回答し、出ている場合には令状を取得してもらうことで、捜査の効率化が図れると考える。

負担についても御指摘があったが、郵便局としてはそのような負担は当然受け入れる立場である。昨今、点呼に関する問題で厳しい批判を受けており、郵便局としては法令遵守の姿勢を社会に示すことが信頼回復の前提となっている。そのため、法執行に伴う負担は甘受する方針である。また、捜査機関に対しても、転居届の有無については速やかに回答し、それに基づいて適切な令状手続を行ってもらうことは、やむを得ない対応であると考えている。

＜不動産IDの進捗状況及び本年度の動き＞

○森構成員：住所データを不動産IDに変換することには、国土交通省にとっては当然ミッションであると理解しているが、郵便業務においても効率化が期待できるのか伺いたい。現在は「〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号」といった形式で運用されているが、これを一意のIDに置き換えることで業務の効率性が向上するのか。

○五味執行役員：段階的な議論になるかもしれないが、現在並行して進めている施策の一つとして「デジタルアドレス」のローンチを行った。これは、住所入力補助ツールとして機能するものであり、現行の郵便番号が町丁目までしか対応していない中、番地情報を含むフルアドレスを個人が持ち運べるようにすることを目的としている。

不動産IDの取組とは必ずしもすべてが連動するわけではないが、例えば建物の入り口情報に緯度・経度を付与することで、位置情報の精度が向上する。これにより、プローブデータや建物単位での位置情報が整備されれば、町の変化や建物内の宛先に応じた柔軟なルーティングが可能となる場面が増えていくと考えている。現在、郵便物の配達には2軒に1通、3軒に1通といった頻度で行われ、これが減少傾向にあるが、地方では高齢化・過疎化により人口も郵便物も減少しており、配達のメッシュが粗くなっている。

従来は固定ルートで全戸を回る方式で対応できていたが、今後は荷物も含めて日々のルーティングが必要となる。そのため、建物の中心点ではなく入り口に緯度・経度情報を付与することで、ドライブレコーダーや自動運転技術にも活用の可能性が生まれ、郵便物流における有効なユースケースとなる。建物ごとに住所と紐づいた入り口の位置情報が取得可能になれば、ルーティングエンジンの精度向上にも寄与できる。他の物流事業者にも活用可能なプラットフォームとして展開できる可能性があると考えている。

○下山構成員：1点意見を述べたい点と、2点質問がある。

まず意見として、今後データ作成における標準化を進める予定とのことだが、ぜひ属人性の排除を徹底していただきたい。日本郵便は従業員数が約17万人にのぼる大企業であり、人間の判断基準に依存したデータはエラーやクレンジングの際に処理が困難となる。個人ごとの判断基準がばらつくと、規模の大きさゆえに対応が困難になる。今後はAIの活用や機械的な処理基準の導入も進むと考えられるため、作業フローや判断基準の標準化を実証していただければ、社会的にも価値の高いデータとなる。

次に質問の1点目として、日本郵便が9月に導入予定のデジタルアドレスと不動産IDとの連携について伺いたい。個人の住所識別と建物の識別が連携すれば、より正確な位置特定が可能となる。こうした連携が事業スコープに含まれているか確認したい。

2点目の質問は、前回のアドバイザリーボードで説明されたデータ

ガバナンスの取組に関するものである。多くの構成員から改善点が指摘され、私からもチェックリストによる人の注意喚起だけでは運用が困難であり、システム側でのチェック機能や不正防止の仕組みが必要であると申し上げた。その際、今後検討するとの回答をいただいたと記憶している。あれから半年が経過しているため、現在の検討状況や改定の進捗について伺いたい。

- 五味執行役員：御指摘の標準化については、非常に重要な課題であると認識している。日本の住所体系や日本語特有の表記揺れ、例えば旧字・新字、「霞が関」の「が」が「ガ」か「ヶ」かといった違いなどが、アドレスベースレジストリの高度化やデジタル化の障壁となっている。

郵便業務は、日々人が暮らす中で書かれるアナログ媒体の情報を扱っており、オペレーションもそれに依拠している部分がある。しかし、宛所情報から建物情報へマージするプロセスを標準化することは不可欠であり、AIの活用を含めて、住所の形態に応じた処理方法を設計する必要がある。初期段階ではAIによるレコメンデーションに対して人が判断を加える方式も有効であり、属人的な判断による揺れを防ぐことが重要である。

デジタルアドレスの取組については、不動産IDとの連携を視野に入れて進めている。デジタルアドレスは人に着目したポータブルな住所識別の概念であり、不動産IDは建物を識別する仕組みである。両者を連携させることで、住所の正規化が進み、座標情報と紐づいたキーコードとして機能するようになる。これにより、建物や個人に対応した情報管理が可能となり、個人情報保護とのバランスを取りながら、郵便や物流のオペレーションを円滑に行うことができる。

将来的には、自動運転やドローン配送、スポットワーカーによる柔軟な配達など、個人の熟練スキルに依存しない物流体制の構築が求められる。こうした背景の中で、住所情報の標準化・共通化を進め、デジタルコードへの変換を図ることは、業務の効率化や物流の持続可能性向上に大きく貢献すると考えている。個人からの情報提供と、それを再構築する往復的な仕組みの設計にも注力していきたい。

なお、データガバナンスに関しては、今回は説明を省略したが、アドバイザリーボードでいただいたご意見を踏まえ、データガバナンス室において必要な検討や社内議論を進めている。社内体制の変更などの節目もあり、改めて議論を深めた上で対応を進めている。取組は継続しており、進捗については今後改めて報告する予定である。

- 折笠郵便課長：事務局から補足する。今、いただいた質問の2点目については、日本郵政株式会社がグループ全体のデータガバナンスを取りまとめており、五味役員の発言にもあったように、構成員の先生方からいただいた御指摘を踏まえ、システム整備なども含めて検討を進めているところである。今回のアドバイザリーボードには間に合わなかったが、次回以降の会合において、これらの取組について改めて説

明いただける予定と聞いている。

○森構成員：先ほどのご説明を伺っていて感じた点だが、不動産IDと人との結びつき、すなわち住民情報との連携が進むということは、利便性の向上につながる一方で、すべてを結びつけばよいというものでもないと考えている。例えば、ペンネームで荷物を受け取りたい場合などに、システム上エラーが発生するようなことはないのか。そのような柔軟性が確保されているのかどうかについて、お伺いしたい。

○五味執行役員：説明がやや飛躍していたかもしれないが、基本的に一つ一つの情報を結びつける際には、同意やパーミッションが前提となるべきであると考えている。不動産IDの領域では、住所と不動産、すなわち建物そのものを結びつけることを目的としており、そこに緯度・経度の座標情報を付与することで、配達においてアドレスが記載されれば、それを正規化し、確実に目的地まで到達できるようにすることを目指している。

一方、デジタルアドレスは性質が異なり、個人に紐づく情報であり、紐づけるかどうかは個別の判断に委ねられるべきものである。希望すれば紐づけが可能となる仕組みを構築し、住所の表記揺れを正規化し、可能であれば緯度・経度の座標情報まで落とし込むことで、より精度の高い位置情報管理を実現したいと考えている。例えば、デジタルアドレスで表記された住所に対して、正規化された情報をもとに「緯度・経度ではここに行けばよい」と明確に示せるような支援の仕組みを整備していきたい。

ペンネームに関する懸念については、現在の郵便配達の仕組みにおいても、住所情報と宛所情報、そして実際に居住している人物との照合が行われている。ペンネームに限らず、転居によって居住者が変わった場合などには、宛先情報を確認し、適切であると判断された場合に配達が行われる。したがって、宛先が全く異なる場合に無条件で配達されるような仕組みにはなっていない。また表記揺れの許容範囲については、現場での判断基準やデジタル化の進展に応じて検討すべき課題であり、今後の論点の一つである。すべての情報を機械的に結びつけるわけではなく、一定の基準に基づいて運用されるという点は回答申し上げておきたい。

○森構成員：なるほど。前半部分については、不動産IDの話が不動産、すなわち位置情報や住所に関するもので完結しているという点は理解できた。

突合についても理解できたと思う。原簿とは、そこに居住する人物の氏名が記載されており、データとして保有しているもの。これは、転居届などを通じて取得された氏名情報という理解でよいのか。

○五味執行役員：御指摘のとおり。

○庄司座長代理：郵便局のデータを活用していくためには、実証実験的なプロジェクトを繰り返し実施し、経験と実績を積み重ねていくことが非常に重要であると考えます。今回、非常に良いパートナーを得て取り組まれている点は評価できます。

不動産IDやデジタルアドレスの発表などに対しては、さまざまな反響があると思われる。どのような反応があるのか、また、どのようなコミュニケーションを取れば受け入れられるのかといった点について、日本郵便としてしっかりと経験を蓄積し、属人的な対応にとどまらず、形式知として整理し、今後に活かしていただきたい。

ガバナンス組織の体制については、次回の説明になるとのことだが、仮に今回の件にその組織が関与しているのであれば、現在どのような助言を行っているのかを伺いたい。また、今後関与する予定であれば、どのような関わり方になるのかについて、次回の会合で具体的な事例をもとに説明いただけるようお願いしたい。

○五味執行役員：御指摘の点はまさに意識しており、社内でもコミュニケーションを図りながら、次回に向けて準備を進めていきたい。現時点では、取組はまだ端緒の段階であるが、この段階からどのような点に留意すべきかについて、社内で議論を深めていくことが重要であると考えている。庄司先生からいただいた御指摘を踏まえ、次回にはしっかりと説明できるよう努めていきたい。

○谷川座長：それでは、これで本日の議論を終わりたい。

(3) 閉会（谷川座長の宣言により閉会）

(以上)